

# 令和8年度ムーブメントPR業務委託仕様書

## 1 事業目的

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、世界中で自然災害や健康被害、生態系への影響など様々な課題を引き起こしており、本県においても猛暑や豪雨、大雪など、地球温暖化の影響と考えられる様々な現象が発生する中、令和2年1月に、2050年までのCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に向けて県民総ぐるみで取り組んでいく「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント」のキックオフ宣言を行ったところ。

令和8年3月には「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」(以下、「推進計画」という。)を改定し、CO<sub>2</sub> ネットゼロ達成のための新たな目標や方向性について改めて示した。

これらのことを踏まえ、個々の県民や事業者が、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会に向けた取組を「自分ごと化」し、主体的な行動につなげていくため、本事業により、気候変動の現状やCO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた取組に対する理解を深める機会を創出し、ムーブメントの定着・拡大を図る。

## 2 契約期間

契約締結から令和9年(2027年)3月31日(水)

## 3 業務委託内容

### (1)啓発動画の企画、制作

令和8年3月に改定した推進計画について周知することで、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現のために自分ができるCO<sub>2</sub>ネットゼロの取組を実施するきっかけとなる啓発を行うため、次のとおりインターネット配信用動画を製作する。

- ・1本の動画を作成し(※)、7月末までに納品(MPEG-4形式(HD画質、音声あり))すること。
- ・動画は推進計画について分かりやすく解説し、かつ閲覧者の行動変容につながるような親しみやすい内容とし、閲覧回数が40,000回以上となるよう広告等を活用しながら効果的に周知にすること。なお、動画は2分以内で作成し、必要に応じて周知用のショート動画等も作成すること。
- ・動画内において、しがCO<sub>2</sub>ネットゼロフェスタの宣伝を行うこと。

※ 動画の配信については、県の公式 YouTube チャンネル(@shigakoho)に掲載するため、本業務の対象外とする。

### (2)懸賞キャンペーンの企画、運営

県民がCO<sub>2</sub>ネットゼロへ関心を持ち、また、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課SNSのフォロワー数を向上させることを目的として、次のとおり県公式HP「ゼロナビしが」やSNS(X、Instagram、Facebook)を活用した県民参加型キャンペーンを2回以上実施する。

- ・滋賀県 CO<sub>2</sub> ネットゼロ推進課の SNS(X、Instagram、Facebook のいずれか)のフォロワー数について、キャンペーン開始前より 200 人以上増加させること。
- ・ゼロナビしがのアクセス数を 1,000 件以上増加させること。
- ・懸賞賞品の選定にあたっては、CO<sub>2</sub> ネットゼロに配慮したものとする。

### (3)フェスタの企画、運営

令和8年3月に推進計画の改定を行ったことから、さらなる県民のCO<sub>2</sub> ネットゼロ社会への理解醸成に向けて、次のとおり「(仮称)しが CO<sub>2</sub> ネットゼロフェスタ2026」を実施する。

#### 【フェスタ全体】

- ・親子が参加しやすい期間に、県内の会場で開催すること(※)。
- ・フェスタへの県民参加者が400人以上となるよう、効果的に情報発信を行うとともに、タレントを起用するなど来場者がCO<sub>2</sub> ネットゼロへの関心を深めて、楽しめるイベント内容とすること。
- ・CO<sub>2</sub> ネットゼロに関連する県内企業や団体など、多様な主体からの出展を募り、大人も子どもも楽しみながら学べるイベントとすること。なお、出展者について県から提示した場合は、それを取り入れて連絡調整を行うこと。

#### 【タウンミーティング】

- ・フェスタ内で、次世代を担う若者を含む県民が意見交換し、CO<sub>2</sub> ネットゼロについて理解を深められるタウンミーティングの場を設けること。
- ・タウンミーティングは、集客力のあるタレントを起用し、参加者が 20 人以上となるよう効果的に集客を行うこと。
- ・プログラムは、CO<sub>2</sub> ネットゼロに係るテーマに沿って、参加者全員から意見が出て活発に議論できるような内容とし、議事を円滑に進められるよう、CO<sub>2</sub> ネットゼロに精通するファシリテーターを設置すること。

※ 開催日時・場所については、県が仮予約しているピアザ淡海の3F大会議室および会議室(令和8年 8 月 30 日)を活用した提案も可能とする。なお、会場費は受託者が負担すること。

### (4)イベント出展

気候変動やCO<sub>2</sub> ネットゼロについて関心を持ち、自分ができるCO<sub>2</sub> ネットゼロの取組を実施するためのきっかけとなる啓発を行うため、県内で開催されるイベントに「CO<sub>2</sub> ネットゼロブース」を出展する。

- ・県内で実施されるイベントに、3回以上ブース出展を行うこと(※)。
- ・ブースの出展にあたっては、推進計画の改定内容を周知するパネルの展示等の取組に加えて、参加者が興味を引くような仕掛けを行うこと。また、(1)で作成した動画を積極的に活用すること。
- ・ブース出展により、ムーブメント賛同者または滋賀県CO<sub>2</sub> ネットゼロ推進課 SNS フォロワ

ーを300人以上集めること。

(参考)<https://zeronavi.shiga.jp/shiga-co2-netzero-movement/subscribe/>

※ このうち1回は、5月24日に開催される「BKC ウェルカムデー」に出展すること(県で出展申請済)。

## (5)共通事項

- ①(1)～(4)の業務の実施にあたり、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課が行う事業の情報を把握し、必要な連携を行うこと。
- ②(3)、(4)の業務の実施にあたり、参加者に対してアンケートを実施し、結果を集計して県に報告すること。
- ③各業務委託内容について、契約完了後に、遅延なく、業務の実施リスト、スケジュール表、連絡体制表を作成し、県の承認を受けること。
- ④受託者で進捗管理を適切に行い、県に対し進捗状況報告等を適宜行うこと。
- ⑤県と協議、打ち合わせを行った場合は、速やかに議事録を作成し、提出すること。
- ⑥イベント等の実施にあたっては、参加者等の傷害事故に対応するための賠償責任保険に加入すること。
- ⑦(1)～(4)の業務の実施にあたり、ガイドラインを遵守のうえ、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課が作成したロゴマークおよびキャラクターについて積極的に使用すること。
- ⑧委託業務の実施においては、多様な主体との連携を意識して実施すること。

## 4 成果物

3(1)～(4)の結果をまとめて、業務完了報告書を作成する。

## 5 その他注意事項

- (1)本業務の実施に当たっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2)成果品の所有権、著作権(著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む)、利用権は、委託者に帰属するものとし、受託者は著作者人格権(著作権法第 18 条第1項、第 19 条第1項および第 20 条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (3)成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4)委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等) することができることとする。
- (5)委託者は、受託者等が考案したキャラクター等の成果物を将来にわたって使用する可能

性があることから、受託者等はこれらの著作人格権を将来にわたって行使しないものとする。

(6)業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

(7)この仕様書について、疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は県と協議を行うこと。

(8)電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより、県または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応すること。

(9)秘密保護・個人情報保護

- ・受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。
- ・委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。  
また、成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ・委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。